

工事受注者の皆さま

札幌市都市局建築部長

## 営繕工事における情報共有システム（ASP）実施要領の移行について（通知）

平素より、札幌市の営繕事業にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。  
札幌市都市局建築部では、建築部発注の営繕工事を対象に、受発注者間の業務効率化を図るため、「札幌市都市局営繕工事情報共有システム実施要領」（以下「旧要領」という。）を策定し、情報共有システム（ASP）の利用を推進してまいりました。

この度、札幌市全体での運用統一を図るため、財政局工事管理室において、札幌市発注の営繕工事を対象として、「札幌市情報共有システム実施要領(営繕工事）」（以下「新要領」という。）が新たに策定されました。

これに伴い、建築部発注の営繕工事においても、令和8年4月1日以降に告示される工事から新要領を適用することとし、旧要領は令和8年3月31日をもって廃止いたします。

については、今後の運用等について、次のとおり定めましたので通知します。

### 記

#### 1 旧要領の廃止

旧要領は、令和8年3月31日をもって廃止する。

【都市局建築部ホームページ掲載箇所】

<https://www.city.sapporo.jp/toshi/kenchiku/oshirase/jigyousya.html>

#### 2 新要領の適用

令和8年4月1日以降に告示する工事から、新要領を適用する。

【財政局工事管理室ホームページ掲載箇所】

[https://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kantoku/kantoku\\_kensa.html](https://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kantoku/kantoku_kensa.html)

#### 3 経過措置

令和8年3月31日以前に告示された工事については、上記1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 4 新要領の主な変更点について（参考）

旧要領から新要領への切り替えに伴い、対象工事の条件が変更となる。

なお、要領の改定等により内容が更新される場合があるため、詳細については、財政局工事管理室のページに掲載されている最新の実施要領を必ず確認すること。

実施要領	対象工事
旧要領	原則、設計金額が5,000万円を超え、かつ、工期が6か月を超えるもの
新要領	原則、営繕工事で <a href="#">札幌市工事施行規程第2条第1項</a> ※に規定する設計金額（令和8年4月1日時点で400万円）を超えるもの ※ 札幌市工事施行規程 掲載ページへのリンク

【担当】 都市局建築部建築保全課企画管理係

山本、村井

TEL：011-211-2816